

航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見公募の結果について

令和7年12月
国土交通省航空局
安全部無人航空機安全課

国土交通省では、令和7年9月9日から令和7年10月9日までの期間において、航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計7件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	身体検査を行える者を医師に限定することだが、無人航空機の場合操縦者が乗り込むわけではないことから、そもそも身体検査は、不要なのではないか。	無人航空機の安全な操縦に必要な認知、予測、判断又は操作に係る能力を確保する上で、身体検査は必要と考えています。	無
2	有効期間満了により技能証明を失効した者が再度技能証明を取得するための学科試験免除について、学科免除をすべきではないと考えます。 技能は問題ないが基本的なルールを逸脱して航空機を飛ばしてしまう人が後を絶たない近年の状況に置いて、飛行禁止区域や行動ルールの変更点の認識を確認することや、基本的なルールの再確認を行う意味において技能試験のみならず学科試験にて再確認することで技能証明取得者の質の向上を目指していただきたい	技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者（直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から起算して3年を経過しない者に限る。）については、無人航空機操縦士として必要な知識及び能力を一定程度有していると考えられることから、登録講習機関において所定の学科講習及び実地講習を修了した場合には学科試験を免除することとするものであり、原案のままとします。 なお、当該講習では、学科講習の修了時に、講習の効果を測定するための修了確認試験を行うことを想定しています。	無
3	技能証明の更新期日超過による失効について「学科試験のみが免除」で「失効から3年以内」というのは厳しいと考える。学科試験に比べ実技試験/実技講習修了の負担は金銭的/時間的にも大変重い。特に一等無人航空機操縦士については技能試験/講習から再度受け直すのは大変な負担となり、現実的に不可能になる事もありうる。せめて十分な飛行・操縦実績がある場合はそれを提出するなどにより、技能試験(実技試験/実技講習)についても免除となるような配慮をするか、または簡易な失効実技講習の受講などにより実技"試験"免除で復活が可能などしてほしい。小型船舶では失効しても失効講習を受けるだけで復活させることが出来ることを考えると、無人航空機操縦士技能証明についても同等の配慮が望まれる。	技能証明の有効期間の更新を行わず、技能証明の効力が失われた者（直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から起算して3年を経過しない者に限る。以下「技能証明失効者」という。）についても、新規で技能証明を取得する場合と同様、登録講習機関において所定の講習（修了審査を含む。）を修了した場合には実地試験が免除されます。 技能証明失効者に対する講習については、当該者が無人航空機操縦士として必要な知識及び能力を一定程度有していることを踏まえた講習内容とする予定です。なお、修了審査は、新規で技能証明を取得する場合と同様の内容となります。	無
4	更新申請は有効期間満了の日の6月前から1月前までに行うものとする。 →この記載であると1月前までに更新申請を行う事が必須と読み取れる。やむを得ない事情のある場合は証明できる書類等を提出する事で猶予期間をある程度設ける事は出来ないか。様々な状況が考えられる中、柔軟性のある制度設計をお願いしたい。	今般の改正は、更新申請に係る審査（申請書類の不備の有無等の確認）等に一定の期間を要することを踏まえて、有効期間満了日までに更新手続きを完了できずに技能証明が失効する事態を避けるため、有効期間満了日の1月前までに更新申請をしていただくよう改正するものであり、原案のままとさせていただきます。 なお、航空法施行規則の規定に基づき、技能証明の有効期間の更新申請期間の全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者については、その事実を証明する書類を添えて申請する場合には、当該更新期間前に申請することが可能です。	無
	規則第 236 条の 57 の規定において、無人航空機操縦者身体適正検査証明書は医師又は登録更新講習機関が検査を行った結果を記載したものとされているところ、医師のみが当該検査を行うこととするよう改正する。 →登録更新講習期間が検査を行うという項目については恐らく運転免許証等での確認と思われるが、今後は更新講習をするための身体適正検査証明を行うためには必ず医師の検査を必須とするのか。制度的に自動車運転免許等を参考にしていると思われるが、自動車免許の場合は特段の理由がない場合は更新時に視力検査等を行うという方法になっている。 無人航空機技能証明についても同じように出来ないか。また医師の検査について係る費用については申請者本人の負担となると思われ、また時間的にも医師の検査を受け提出するというタイムロスが生じるのは明白である。 その点において簡略化する事は出来ないのか、検討をお願いしたい。	技能証明の有効期間の更新申請時に、身体適性に関する基準への適合性を示すための提出書類の1つとして、「無人航空機操縦者身体適正検査証明書」がありますが、これ以外にも、「運転免許証（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25kg未満に係る限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に限る。）」、「身体検査合格証明書」、「航空身体検査証明書」等で身体適性に関する基準への適合性を示すことが可能です。	無

5	<p>有識者等によるワーキンググループとは誰か。 誰か公表もせず、検証結果も公表せず、あまりにも透明性がないことに不信感しかありません。</p>	<p>「無人航空機の目視外及び第三者上空等での飛行に関する検討会」の下に設置された「操縦者・運航管理者の技能確保WG」を指しています。 当該WGは、無人航空機に係る業界団体、登録講習機関、監査実施団体、無人航空機を飛行させる事業者、指定試験機関、関係省庁等から構成されており、今般の改正は、当該WGで議論した結果を踏まえて行うものです。</p>	無
6	<p>技能証明の有効期間の更新申請について、有効期間満了の6月前から1月前までに行うものとする改正は行わず、現行の規定を維持し、有効期間が満了する以前6月以内に行うものとするべきである。理由については以下の通り。 今般の改正案は法律で認められた申請者の利益を行政側の都合で省令をもって損ねるものであり、認められるものではない。 提出期限を徒過して更新申請を提出する者が相当数出ることが見込まれ、無人航空機を利用する事業に影響が及ぶ等大きな混乱が生じることが想定される。 同様の書きぶりで規定がされているものとして海技免状の更新があるが、今般の規則改正案にあるような手続期間を設けることなく円滑に更新を行っているものと思量される。 なお、今般の改正案と同様に有効期間の満了前に更新申請の提出期限を省令で前倒している例として、水先人免許の更新があるが、免許の更新申請期限を徒過する者が多数発生することは考えにくいこと、等を踏まえてのことであり、無人航空機の技能証明については、単純にこれを制度設計の先例とすることはできない。</p>	<p>原案のままとします。 航空法（昭和27年法律第231号）第132条の51第2項において、技能証明の有効期間はその満了の際、申請により更新することができる旨が定められていますが、当該規定は、有効期間の満了日直前まで申請することができるという更新申請期間に係る申請者の利益まで保護するものではなく、「申請することにより更新できる」という利益を保護しているものと考えています。 申請により更新できるという技能証明保有者の権利利益の保護が遺漏なく図られるよう、各人に対して、更新申請に係る手続き漏れが生じないよう、技能証明申請システム等の活用により、 ・更新申請の案内を3か月前に、 ・更新講習受講の案内を6か月前・3か月前等に、 それぞれ通知します。</p>	無
7	<p>改正概要の『（2）有効期間満了により技能証明を失効した者が再度技能証明を取得しようとする場合の学科試験の免除（規則第236条の54関係）』について</p> <p>1. 本来登録更新講習機関において定められていた失効再交付講習が、登録講習機関での役割になることにつき、修了には修了審査の合格が必要になるということでお間違い無いでしょうか。（「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令」第6条の9において、修了審査を合格したものに対してのみ修了証明書を発行とあります）</p>	<p>講習の修了時には修了審査を行う必要があり、修了審査に合格した者に対してのみ修了証明書を発行する必要があります。</p>	無
	<p>2. 上記の質問につき、修了審査が必須の場合、内容については例えば過去に「基本」「目視外」「夜間」を取得していた場合は3種類の修了審査を行う必要があるということでしょうか。それとも今後、失効された方向けの修了審査手順が公開されるのでしょうか。</p>	<p>ご意見に記載の前者のとおり、昼間飛行の限定解除や目視内飛行の限定解除を受けている方の場合にあっては、基本に係る修了審査に加えて、昼間飛行や目視内飛行の限定解除に係る修了審査が必要です。</p>	無
	<p>3. 第236条の54において、学科試験・実地試験の免除の記載があるが、修了証明書の有効期限について、学科試験免除は3ヶ月、実地試験免除は1年になるかと存じますが、修了証明書を発行する際の有効期限の記載も含め、この期間の差異はどちらかに統一すべきではないでしょうか。</p>	<p>現行の航空法施行規則における技能証明書失効再交付講習は、技能証明書の再交付申請をする日以前3月以内に修了していなければならないこととされていることを踏まえて、今般の改正による、技能証明の有効期間の更新を行わずに効力が失われた者（直近において受けていた技能証明の有効期間満了日から起算して3年を経過しない者に限る。以下「技能証明失効者」という。）が登録講習機関の講習を修了した場合の学科試験の免除については、修了証明書の有効期限を3ヶ月とし、講習修了日から起算して3月を経過する場合を除くこととしています。 一方、現行の航空法施行規則に基づき、登録講習機関の講習を修了した場合の実地試験の免除については、新規で技能証明を取得する者が登録講習機関の講習を修了した場合には講習修了日から1年間、実地試験を免除しているところであり、技能証明失効者が登録講習機関の講習を修了した場合についても講習修了日から1年間、実地試験を免除するものであり、これらを踏まえ、原案のままとします。</p>	無

※取りまとめの都合上、いただいたご意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。